

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 723 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、第723回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和7年11月20日
大府市農業委員会
会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和7年11月20日（木） 午後3時20分～午後3時40分
- ・開催場所 大府市役所5階 全員協議会室
- ・出席委員

（農業委員）

会長	13番	久野	一弘
副会長	12番	鈴木	広子
委員	1番	久野	惠子
	2番	深谷	英一
	3番	鈴置	省悟
	4番	浅田	昭茂
	5番	服部	啓子
	6番	大威	千里
	7番	竹内	修造
	8番	加古	俊治
	9番	本田	貴士
	10番	小島	春男
	11番	成田	正彦

（農地利用最適化推進委員）

委員	14番	稻葉	きみ子
	15番	大嶋	英二
	16番	神谷	登
	17番	鈴木千代子	
	18番	竹内	敬三
	19番	富田	勇治

- ・農業委員会事務局職員

事務局長	深谷	一紀
事務局	下谷	敏信（会議書記）
	花田	佳明（会議書記）

会期	1日
----	----

議事日程（第723回）

令和7年11月20日

日程	議案番号	件名	備考
1		会議書記の指名について	
2	報告1	農地法第4条の規定による届出について	
3	報告2	農地法第5条の規定による届出について	
4	報告3	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について	
5	報告4	農地改良届出について	
6	報告5	農地法第3条の3の規定による届出について	
7	報告6	農地法第18条第6項の規定による通知について	
8	議案1	農地法第3条の規定による許可申請について	
9	議案2	農地法第4条の規定による許可申請について	
10	議案3	農地法第5条の規定による許可申請について	
11	議案4	農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）	
12	議案5	農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）	

- 事務局長 ただ今から第 723 回大府市農業委員会総会を開催いたします。
大府市農業委員会会議規則に基づき、以降の議事の進行は久野会長にお願いします。
- 議 長 ただ今から第 723 回大府市農業委員会 総会を開会します。
総会の定足数について、事務局から報告をお願いします。
- 事務局 本日の総会の定足数についてご報告します。
農業委員におかれましては、本日、全員にご出席いただいておりますので、本総会が開会できることをご報告いたします。
農地利用最適化推進委員におかれましても、6名全員に出席をいただいております。
また、本委員会は原則公開するものとしておりますが、本日の傍聴者はございません。
報告は以上です。
- 議 長 本日の議事日程につきましては、日程表のとおり進めて参ります。
本総会の「会期」につきましては、本日 1 日といたします。
それでは議事に入ります。
始めに、日程第 1 「会議書記の指名について」、本日の会議書記には、農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。これにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議 長 次に、日程第 2 、報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による届出について』から、日程第 7 、報告第 6 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』までを一括で上程します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 事務局長の深谷です。私から日程第 2 報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による届出 について』から、日程第 7 、報告第 6 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』までをご説明いたします。
始めに、議案書 1 ページをご覧ください。報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による届出について』ご説明いたします。農地法第 4 条第 1 項第 7 号に規定される、市街化区域内において、土地所有者自らが農地を農地以外のものに転用するための届出です。3 件の届出があり、転用目的は、申請番号 1 は工場、申請番号 2 は集合住宅、申請番号 3 は住宅建設するためでございます。
報告第 1 号の届出につきましては、事務局長専決で届出者に対し、受理通知書をもって既に通知をしたことをご報告申し上げます。

次に、議案書2ページをご覧ください。報告第2号『農地法第5条の規定による届出について』をご説明いたします。

農地法第5条第1項第6号に規定される、市街化区域内において、農地を農地以外のものにするため、権利の設定又は移転を伴う農地転用の届出となります。議案書2ページから4ページの8件の届出がありました。

権利としては、申請番号5番を除く7件が所有権移転で、申請番号5番が使用貸借1件です。

転用目的は、申請番号2番が店舗、申請番号3番が宅地、その他6件は住宅でございます。

報告第2号の届出につきましては、事務局長専決で届出者に対し、受理通知書をもって既に通知をしたことをご報告申し上げます。

次に、議案書5ページをご覧ください。報告第3号『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について』をご説明します。

生産緑地法第10条に規定される、生産緑地の従事者である旨の証明をするもので、申請者が故障により生産緑地での耕作が不可能となり、生産緑地の除外申請をするために必要となるものです。

報告第3号につきましては、先月の地区協議会において、現地をご確認いただき、事務局長専決で申請者に対し、証明書をもって通知したことをご報告します。

次に、議案書6ページをご覧ください。報告第4号『農地改良届出について』をご説明いたします。

農地の埋立て・嵩上げなど農地改良がある場合に届け出るものです。1件の届出があり、受理しております。現在の田を造成し、田畠転換するための土地造成です。工事期間は令和7年11月20日から令和8年2月20日です。

報告第4号の届出につきましては、事務局長専決で届出者に対し、受理通知書をもって通知をしたことをご報告申し上げます。

次に、議案書7ページをご覧ください。報告第5号『農地法第3条の3の規定による届出（相続等による権利移動）について』をご説明いたします。

農地を相続によって所有権移転した場合に、取得したことを届出るもので、3件の届出があり、いずれも相続による所有権移転によって、所有者が移動したことを確認しております。

次に、議案書8ページをご覧ください。報告第6号『農地法第18条第6項の規定による通知について』をご説明いたします。農地の貸借契約に係る合意解約を農業委員会に通知するもので、議案書8ページと9ページの2件の通知を受理いたしました。それぞれ貸付人と借受人との双方で合意解約が成立しているものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの報告第1号から報告第6号までの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(「なし」の声)

議長 説明のありました報告案件につきましては、ご了解いただいたものといたします。

次に、日程第8、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』の2件を上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書10ページをご覧ください。議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』をご説明いたします。

農地法第3条は、農地を農地のまま権利の設定又は移転を行うもので、その案件について本委員会で審議し、許可をするものとなります。

10ページの2件の申請があり、過日の地区協議会において、担当地区委員には現地確認をいただいたところでございます。申請内容について簡単に説明いたします。

申請番号1をご覧ください。申請事由として、申請地は、渡し人が耕作が困難な状況であり、譲受人が農地の管理を行うもので、有償にて所有権移転して取得するものです。

次に、申請番号2につきましては、申請事由として、譲受人が農地を拡大するため、有償にて所有権移転して取得するものです。

各申請について内容を確認し、いずれの譲受人も農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断できます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、次に担当地区委員から意見をいただきたいと思います。申請番号1番の案件について、担当委員どうぞ。

担当委員 申請番号1番の譲受人は、所有農地の耕作状況、及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(「なし」の声)

議長 次に、申請番号2番の案件について、担当委員どうぞ。

担当委員 申請番号2番の譲受人は、所有農地の耕作状況、及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(「なし」の声)

議長 議案第1号を採決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

議長 全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第9、議案第2号『農地法第4条の規定による許可申請について』の1件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書11ページをご覧ください。議案第2号『農地法第4条の規定による許可申請について』をご説明いたします。

市街化調整区域内で、所有者自ら行う農地転用で、愛知県知事が許可をするものです。本委員会で審議し、意見を付して愛知県に申請書を提出するものです。

本申請地は自宅に隣接する農地であり、住宅の庭地として利用することを計画しております。現状も概ね庭地でもあり、現況地目は宅地となっております。この度の申請によって適正な状態になり、宅地として一体利用を行うものとなります。

申請書類に基づき、農地区分、転用理由、排水機能などについて事務局にて確認し、農地転用の許可基準との照合、現地確認を踏まえ、本申請は許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひます。

議長 それでは、次に担当地区委員から 意見をいただきたいと思います。担当委員どうぞ。

担当委員 申請地は、土地造成は無く整地のみです。汚水排水はなく、雨水は、自然浸透するため、特に問題はありません。

議長 そのほかにご意見などございませんか。

(「なし」の声)

議長 特に無いようですので、議案第2号を採決します。本申請を知事に送付するにあたり、委員会が 特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成の方は 挙手願います。

「全員挙手」

議長 全員賛成ですので、議案第2号は、委員会の意見なしで、愛知県知事に提出することに決定します。

次に、日程第10、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての1件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書12ページをご覧ください。議案第3号『農地法第5条の規定による許可申請について』をご説明いたします。

農地法第5条は、市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用を行うもので、愛知県知事が許可をするものです。各案件について本委員会で審議し、意見を付して愛知県に申請書を提出するものです。

議案書12ページの1件の申請があり、過日の地区協議会において、担当地区の委員に現地確認をしていただいたところでございます。

申請番号1番は、賃貸借によるぶどうの選果場整備のための転用です。農地区分は農用地地区内農地に該当します。現在、農振農用地利用計画について、合わせて用途の変更手続きを進めております。

以上の1件につきましては、申請書類に基づき、農地区分、転用理由、排水機能などについて事務局にて確認し、農地転用の許可基準との照合、現地確認を踏まえ、いずれの申請も許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、次に 担当地区委員より意見をいただきたいと思います。地区担当委員どうぞ。

担当委員 申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、敷地内で自然浸透するため周囲に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(「なし」の声)

議長 特に無いようですので、議案第3号を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

議長 全員賛成 ですので、議案第3号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第11、議案第4号『農用地利用集積等 促進計画の公告について 機構・受け手間 契約』の4件を上程します。

本議案に関し、本田委員は議事参与に該当しますので、本人に該当する申請案件につきましては、意見等はお控えください。

また、議決につきましても、議事参与に該当する案件については、採決に参加ができませんのでご了承ください。

なお、議案第4号及び5号については、複数の委員が議事参与に該当するため、退席なしで議事を進めることといたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書13ページをご覧ください。議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について機構・受け手間契約」をご説明いたします。

本議案に関しましては、利用権が設定されている農地において、耕作者が変更となることに対し、賃借権が移転することを告示するもので、内容の変更についてご審議いただくものです。大府市長から本委員会に対し意見聴取の依頼があったものです。

議案書の申請番号6090番、6745番、6992番及び7207番の4案件で、これまで前借人によって耕作をされていますが、令和8月1月1日以降、受人に賃借権が移転され、継続して耕作されていくこととなります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの事務局から説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(「なし」の声)

議長 特にないようですので、議案第4号を採決します。

議事参与に関する案件がございますので、順に採決を行います。

議事参与に該当する申請について、その委員は挙手をしないようお願いします。

はじめに、議事参与の無い6390番の1件の申請に関し、本議案について「意見なし」で回答することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

議長 次に、本田委員が議事参与に該当する6754番、6992番、7207番の3件の申請に関し、本議案について「意見なし」で回答することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

議長 いずれも「全員賛成」ですので、議案第4号は、委員会の「意見なし」で大府市に回答することに決定します。

次に、日程第 12、議案第 5 号 『農用地利用集積等促進計画の公告について一括契約』を上程します。

本議案に関し、本田委員、小島委員、神谷委員におかれましては、議事参与に該当しますので、本人に該当する申請案件に関して、意見等はお控えください。

また、議決につきましても、議事参与に該当する案件については、採決に参加ができませんのでご了承ください。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 15 ページをご覧ください。議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画の公告について一括契約」をご説明いたします。

本議案に関しましては、農地中間管事業の促進を図ることを主旨として「農用地利用集積等促進計画」に基づき公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するものです。

議案書の申請番号 7295 番から 7478 番までの 184 件です。毎年 12 月 31 日の更新分と一部新規申請分となっております。

申請内容は別紙の通りでございます。いずれの借り手も、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしています。契約期間、作物名、賃借料等については、議案書に記載のとおりです。

なお、今回の議案のうち申請番号 7295 番から 7458 番までと、同じく 7478 番は、地域計画の目標地図の区域内にあるもので、大府市長から本委員会に対し意見聴取の依頼があったものです。

また、申請番号 7459 番から 7477 番につきましては、目標地図の区域外にあるもので、農業委員会から農業振興基金へ利用権設定を直接要請するものとなっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの事務局から説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(「なし」の声)

議長 特にないようですので、議案第 5 号を採決します。議事参与に関する案件がございますので、順に採決を行います。議事参与に該当する申請について、その委員は挙手をしないようお願いします。

はじめに、本田委員が議事参与に該当する 7330 番から 7362 番までと、7461 番、7462 番の合計 35 件の申請に関し、本議案について「意見なし」で回答することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

議長 挙手全員です。

次に、小島委員が議事参与に該当する 7409 番、7410 番の 2 件の申請に関し、本議案について「意見なし」で回答することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

議長 挙手全員です。

最後に、議事参与の無い、7295 番から 7478 番までの内、先ほど採決を行った 37 件を除いた 147 件の申請に関し、本議案について「意見なし」で回答することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

議長 いずれも全員賛成ですので、議案第5号は、委員会の「意見なし」で大府市に回答することに決定します。

以上で全すべての審議が終了いたしました。

これを持ちまして、第723回大府市農業委員会総会を閉会します。